

物価上昇を上回る賃上げの定着に向けた価格適正化の推進業務委託仕様書

1 業務の名称

物価上昇を上回る賃上げの定着に向けた価格適正化の推進業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、原材料価格や労務費が上昇する中で、社会全体で成長と分配の好循環を形成していくため、価格決定の仕組みや、価格転嫁の必要性等について広く県民及び事業者に周知し、物価上昇を安定的に上回る賃上げの定着に向けた価格適正化推進の機運を醸成することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和7年10月31日（金）まで

4 「物価上昇を安定的に上回る賃上げの実現に向けた価格適正化」について

政府は、令和7年6月13日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2025」において、「我が国経済は、現在、名目GDPは600兆円を超え、賃金も2年連続で5%を上回る賃上げ率が実現するなど、成長と分配の好循環が動き始めており、コストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、成長型経済への移行を確実なものとするため、日本経済全国津々浦々の成長力を強化する」こととしている。

また、同方針では、「賃上げこそが成長戦略の要」と標榜し、「持続的・安定的な物価上昇の下、日本経済全体で1%程度の実質賃金上昇の定着に向け、価格転嫁・取引適正化、生産性向上等に取り組む」こととしている。

さらに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）」では、「原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要である。」と指摘している。

5 業務内容

次の（1）から（5）までの業務を実施すること。ただし、キャッチコピーを作成し、それぞれの業務の制作物において使用すること。

（1）テレビ等動画CM制作・放映

ア 制作物 持続的な賃金上昇の実現に向けた価格適正化に関する消費者向け啓発用のテレビ等スポット用15秒CM動画を制作すること。

※Webへの掲載等の利用も予定しているため、パソコンで再生可能なデータで制作すること。

イ 出演者の選定と出演交渉、調整（アニメーションの場合は不要）

ウ 放送機関との交渉、調整及び放送枠の確保

（ア）放送期間

国が「価格交渉促進月間」として価格転嫁を特に展開する令和7年9月1日（月）から同月30日（火）までの期間を中心に、啓発に効果的な回数及び時間帯を提案するこ

と。

(イ) 納期等

放送日に間に合うよう放送局又は広告会社へ直接納入すること。また、令和7年9月5日（金）までにデータを収めたDVD等の媒体を、鳥取県商工労働部商工政策課へ納品すること。

(2) 新聞紙面広告制作・掲載

ア 制作物 持続的な賃金上昇の実現に向けた価格適正化に関する消費者向け啓発用の新聞紙面広告（記事下広告又は記事体広告）を制作すること。

※Webへの掲載等の利用も予定しているため、パソコンで閲覧可能なデータで制作すること。

イ 新聞社との調整、掲載枠の確保

(ア) 掲載時期及び回数

令和7年9月1日（月）から同月30日（火）までの期間で、啓発に効果的な時期及び回数並びに掲載紙を提案すること。

(イ) 納期等

掲載日に間に合うよう新聞社へ直接納入すること。また、令和7年9月5日（金）までにデータを収めたDVD等の媒体を、鳥取県商工労働部商工政策課へ納品すること。

(3) チラシ制作

ア 制作物 事業者向け啓発用のチラシを制作すること。

※Webへの掲載等の利用も予定しているため、パソコンで閲覧可能なデータで制作すること。

イ 内容 県民が実質所得を向上して豊かな生活を行っていくためには、良いモノ・良いサービスの提供に適正な価格となることを社会全体で受け入れる必要があることを受け止めていくマインドチェンジが必要となることを周知・啓発する。そのため、国が取引適正化対策として進める「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のサプライチェーン全体への徹底、「パートナーシップ構築宣言」の更なる浸透・拡大、取引の適正化を強化するために改正された下請代金支払遅延等防止法（改正後：製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）の内容の解説、並びに鳥取県が実施している「持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金」や「内事業者の経営力向上に向けた価格適正化・賃上げ相談窓口」等を普及する内容とすること。

ウ 仕様、数量の目安は以下のとおり。

規格（サイズ）	印刷色	数量
A4判（縦210mm×横297mm）	フルカラー	19,000部

エ 納期等

令和7年8月20日（水）までに、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、（一社）鳥取県経営者協会、日本労働組合総連合会鳥取県連合会及び鳥取労働局がそれぞれ必要な部数を、それぞれが指定する場所に直接納入すること。また、チラシ200部及びデータを収めたDVD等の媒体を、鳥取県商工労働部商工政策課へ納品すること。

- (4) その他、物価上昇を安定的に上回る賃上げの実現に向けた価格適正化の普及啓発に効果的な広報で実施可能なものがあれば、経費の上限内で提案すること。
- (5) 上記に掲げる業務のほか、これに付帯する業務を行う。

6 実施に当たっての特記事項

(1) 実施体制

本業務を行うための十分な人員・体制を有していること。

(2) 打合せ等

受託者は、本業務の遂行に当たり、委託者と定期的に打合せを行うものとする。

7 成果品の提出

本業務の実施を証するものとして、5の(1)から(3)に定めるもののほか、次に掲げる成果品をその都度、提出すること。

- (1) テレビCMが放映されたことがわかるもの
- (2) その他、雑誌等掲載見本など、自由提案に係る成果が確認できるもの

8 留意事項

- (1) 本業務を達成するために必要な一切の経費は、受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、できる限り委託者の意向に沿った露出に努めること。また、より効果的な情報発信が可能となるよう努めること。
- (3) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託してはならない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、第三者に再委託することができる。
- (4) 受託者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し又は第三者に提供してはならない。
- (5) 受託者は、本業務の実施に合わせてパブリシティによる取材記事の活用などマスメディアに対して積極的な働きかけを行い、より効果的な情報発信が可能となるように努めること。
- (6) 受託者は本業務を行うために委託者から貸与された情報等を滅失改ざん及び破損してはならない。
- (7) 本業務に関する成果物の所有権は、原則として委託者に帰属する。
- (8) 本業務に使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権を侵害しないようにすること
- (9) 受託者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (10) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。